## MR-EP サービス利用規約

本利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社テクノル(以下「当社」といいます)が提供する「MR-EP サービス」(以下「本サービス」といいます)の利用に関する条件を定めるものです。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

#### 第 | 条 (目的)

本規約は、利用者が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とします。

#### 第2条(定義)

- 1. 本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。
- (I) オープンテキスト エンドユーザー使用許諾契約書: 本製品に付属するエンドユーザーライセンス利用規約であり、`https://cybersecurity.opentext.com/ `にて閲覧可能です。この内容は、当社により適時更新されるものとします。ただし、当該契約書の変更が利用者に不利な影響を及ぼす場合、当社は事前にその旨を利用者に通知するものとします。
- (2) オープンテキスト クラウド利用規約:本製品に含まれるクラウドサービスの利用規約であり、`https://cybersecurity.opentext.com/ `にて閲覧可能です。この内容は、当社により適時更新されるものとします。ただし、当該規約の変更が利用者に不利な影響を及ぼす場合、当社は事前にその旨を利用者に通知するものとします。
- (3) MR-EP: 本サービスの提供に必要なソフトウェアを意味します。
- (4) ソフトウェア:本規約にもとづき当社が利用者に提供する当社所定のコンピュータ・プログラムを意味します。
- (5) PC: 利用者が使用するパーソナル・コンピュータを意味します。
- (6) ISP: インターネットへの接続サービスを提供する団体または事業者を意味します。
- 2. 本規約に定めのない提供条件については、オープンテキスト エンドユーザー使用許諾契約書およびクラウド利用規約の定めによるものとします。
- 3. 本規約とオープンテキスト エンドユーザー使用許諾契約書およびクラウド利用規約の内容に齟齬 が生じた場合、本規約の規定が優先されるものとします。
- 4. 当社およびオープンテキスト社が本サービスのスムーズな運用を図る為、必要に応じて利用者に 当社ウェブサイトへの掲載または電子メール等、当社が適当と判断する方法で通知する本サービス の利用に関する規定は、本規約の一部を構成するものとします。

#### 第3条(契約の成立と期間)

- I. 利用者は、当社所定の方法で本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾したときに本サービスの利用契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとします。当社は、I のライセンスコードにつき、申し込みされた数量の MR-EP 契約を締結します。この場合の数量とは、インストール可能なデバイス台数となります。
- 2. 本契約の有効期間は、別途定める開通日から I 年間とします。期間の途中で利用者が本契約の解約を希望する場合、利用者は別途定めるサービス料金の残りの契約期間に相当する額を当社に支払うことにより、本契約を解約することができます。
- 3. 利用者から契約期間満了の I ヵ月前まで、または当社から契約期間満了の 3 ヵ月前までに、いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合は、契約は自動的に I 年間更新されるものとし、以後の更新も同様とします。
- 4. 前項にもとづき契約が更新された場合、利用者は当社に対して I ヵ月前までに、当社は利用者に対して 3 ヵ月前までに、書面で通知することにより更新された本契約の全部または一部を解約することができるものとします。

## 第4条(料金及び支払方法)

- I. 本サービスに関する料金は、別途定める料金表のとおりとします。
- 2. サービス料金は、本契約開始日から計算します。

- 3. 利用者は、本サービスに関する料金およびそれに係る消費税等(以下「料金等」といいます)を、当社からの請求書に基づき、別途定める支払期日までに支払うものとします。
- 4. 利用者が料金等の支払を遅延した場合、年利3%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 5. 利用者は、本契約の有効期間中に本サービスの利用資格を失った場合、または本契約が理由の如何を問わず終了した場合であっても、既に支払われた料金等の返金を求めることはできず、また未払いの料金等がある場合はその支払義務を免れるものではありません。ただし、当社の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではありません。

## 第5条(料金改定)

当社は、著しい経済変動、提携事業者の料金改定、その他本サービスの提供コストが大幅に上昇する事由が生じた場合、料金改定日の2ヵ月前までに書面で利用者に通知することにより、サービス料金を改定することができるものとします。ただし、料金改定が利用者に不利とならない場合は、料金改定日の前日までに通知することにより改定できるものとします。

#### 第6条 (利用場所の変更)

- I. 利用者がMR-EPの利用場所を変更する場合、事前に当社に通知し、その承諾を得るものとします。
- 2. 前項に基づき利用場所を変更した結果、新たな利用場所の環境により本サービスの全部または一部が利用できなくなった場合でも、利用者は料金等を支払う義務を負うものとします。ただし、新たな利用場所で当社が本サービスを提供できない場合、両者は本契約の継続について協議するものとします。

#### 第7条(機密保持)

- 1. 利用者は、本契約にもとづき当社から提供される一切の技術情報(MR-EP を構成する技術内容を含む)が、当社および原供給者の機密情報であることを認め、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、本契約で定められた目的および態様以外の方法で使用、開示または複製しないものとします
- 2. 当社は、MR-EP に格納された利用者の情報を、事前の書面による承諾なく、本サービスの目的の ために開示が必要とされる特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも開示または漏 洩しないものとします。
- 3. 当社は、機密情報が開示された前項の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置をとるものとします。
- 4. 当社は、MR-EP に格納された利用者の情報を、本サービスを提供する目的もしくは MR-EP の故障 または停止等の復旧目的以外には使用・複製しないものとします。
- 5. 前 4 項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する情報は守秘義務の範囲から除くものとします。
  - (1) 当社から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
  - (2) 利用者の違反行為によらず、公知であるか公知となった情報
  - (3) 利用者が独自に開発したことを立証した情報

## 第8条(知的財産権)

- I. MR-EP を構成するソフトウェアおよび関連資料に関する著作権その他一切の知的財産権は、当社または当社にライセンスを許諾しているオープンテキスト社に帰属します。
- 2. 当社は、利用者に対し、本規約に定める条件に従い、本サービスを利用するために必要なソフトウェアの非独占的な使用権を許諾します。

#### 第9条(免責事項)

- 1. 当社は、本サービスおよびソフトウェア(以下「本サービス等」といいます)が、特定の利用目 的への適合性、有用性、実行の中断やエラーがないこと、当社所定の稼働環境以外での動作、およ び特定のプログラムとの組み合わせで正しく実行されることを保証するものではありません。
- 2. 当社は、ウィルスチェック機能において常に最新のクラウドの脅威データベースを使用しますが、全てのウィルスを検知・駆除できることを保証するものではありません。
- 3. 当社の責に帰すべき事由による場合を除き、不正アクセス、ウィルス、通信上の不法行為等により利用者に損害が発生した場合でも、当社はその責任を負わないものとします。
- 4. 前3項は、本サービス等の稼働不良およびセキュリティに対する当社の責任のすべてを規定したものであり、法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。ただし、本規約のいかなる規定も、当社の故意または重過失による責任を免除するものではありません。

## 第 10 条 (利用者の責任および禁止事項)

- I. 利用者は、当社が推奨する PC の動作環境ならびに当社が指定する内容で PC および MR-EP を設定し、本サービスを利用するものとします。
- 2. 利用者は、自己の費用と責任において、MR-EP および関連機器に格納したプログラムやデータの 保護のため、適切な防御措置を講じるものとします。
- 3. 利用者は、ソフトウェアの使用にあたり表示される使用許諾条項等を遵守するものとします。
- 4. 利用者は、ソフトウェアの全部または一部について、契約期間中および終了後を問わず、次の行為を行ってはなりません。
  - (1) 第三者への譲渡または担保権の設定
  - (2) 第三者に対する再使用権の設定
  - (3) リバース・エンジニアリング(解析、逆アセンブル、逆コンパイル等)
  - (4) 変更、切除その他の改変

諾

- (5) 第三者へのソフトウェアおよび関連技術情報の開示
- (6) ソフトウェアを組み込んだプログラムの作成または第三者への開示、販売、賃貸、使用許
- 5. 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。
  - (1) 当社または第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為
  - (2) 当社または第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為
  - (3) 不正競争防止法に違反する行為
  - (4) 犯罪行為またはそれを助長する行為
  - (5) 虚偽の情報を提供する行為
  - (6) 公職選挙法に違反する行為
  - (7) 本サービスの提供を妨害する行為
  - (8) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを使用または提供する行為
  - (9) 法令または公序良俗に反する行為
  - (10) その他、当社が不適切と判断する行為

#### 第 11 条 (サービスの変更・停止等)

- 1. 機能変更・停止: 当社およびオープンテキスト社は、機能改良や新たな脅威への対応を目的として、利用者の承諾を得ずに本サービスの仕様を変更または停止することがあります。この場合、当社は利用者に変更内容を通知し、利用者はその内容が本規約に優先して適用されることに同意します。ただし、当該変更が利用者の権利を実質的に制限し、または義務を著しく加重するものである場合、当社は合理的な予告期間をもって事前に通知するものとします。
- 2. 非常事態時の利用制限: 当社およびオープンテキスト社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、公共の利益のために本サービスの提供を制限または中止することがあります。

- 3. 提供中止: 当社およびオープンテキスト社は、設備の保守、工事、法定点検、または障害等のや むを得ない事由により、本サービスの全部または一部の提供を中止することができます。この場 合、原則として事前に利用者に通知しますが、緊急の場合はこの限りではありません。
- 4. 提供停止: 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
  - (1) 本規約上の債務の履行を怠ったとき
  - (2) 第10条(利用者の責任および禁止事項)の規定に違反したとき
  - (3) 本サービスの利用に関し、当社または第三者に重大な支障を与えたとき
  - (4) 料金等の支払いを怠ったとき
  - (5) その他、利用者が本規約に著しく違反し、当社と利用者との間の信頼関係が破壊されたと合理的に認められるとき。

#### 第12条 (申込のキャンセル)

利用者が申し込みを行った後、当社の責に帰さない理由で当該申し込みを取り消した場合、利用者は取り消しまでに当社が負担した費用を支払うものとします。

#### 第13条(損害賠償)

- I. 利用者が使用するブロードバンド回線の障害に起因して本サービスを利用できない場合、当社は 損害賠償の責任を負わないものとします。
- 2. 当社の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合、当社が負う賠償責任は、通常かつ 直接の損害に限り、かつ損害発生の直接原因となった本サービスの月額料金を上限とします。ただ し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。

#### 第 14 条 (第三者への委託)

当社は、本サービスの提供に関する業務の全部または一部を、当社の指定する第三者に委託できるものと します。

#### 第 15 条 (権利義務の譲渡禁止)

利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡、貸与、または担保に供することはできません。

#### 第16条(輸出規制)

利用者は、本サービスに関連する機器やプログラム等が外国為替及び外国貿易法等の規制対象となる場合、輸出にあたり日本国政府およびアメリカ合衆国政府等の必要な許可を得るものとします。

#### 第17条(契約解除)

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要さずにただちに本契約を解除できるものとします。この場合、利用者は当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにこれを 弁済するものとします。

- 1. 当社が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、利用者がその期間内に違反状態を是正しないとき。ただし、当該違反が本契約の目的を達成することができないほど重大である場合は、この限りではない。
- 2. 差押、破産、民事再生手続開始等の申立てがあったとき
- 3. 手形または小切手の不渡りを出すなど、信用状態が著しく悪化したとき

## 第 18 条 (契約終了時の措置)

本契約が終了した場合、利用者はただちに自己の PC 等から MR-EP を構成するソフトウェアをアンインストールし、関連する一切のデータを破棄するとともに、残債務の全額を支払うものとします。

## 第19条(反社会的勢力の排除)

- I. 当社および利用者は、自らが反社会的勢力でないこと、過去にもそうでなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、また自己の役職員がその構成員でないことを表明し、保証します。
- 2. 当社および利用者は、相手方が前項に違反した場合、催告なく本契約を解除することができます。この解除によって相手方に損害が生じても、賠償する責任を負わないものとします。
- 3. 契約者及び弊社は、現在又は将来にわたって、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを相互に表明し、保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害 する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第20条(準拠法および管轄裁判所)

- 1. 本規約の解釈・適用については、日本法を準拠法とします。
- 2. 本契約に関連する紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第21条(協議事項)

本規約に定めのない事項または本規約の条項の解釈に疑義が生じたときは、当社および利用者は、信義誠実の原則に基づき協議の上、円満に解決を図るものとします。

以上

# OpenText Cybersecurity エンドユーザーライセンス契約書

重要;本文章は、以下の URL で公開されている原文(英語)を翻訳したものです。

https://cybersecurity.opentext.com/legal/eula/?id=11285\_34380&loc=en

本サイバーセキュリティ・エンドユーザーライセンス契約書は、添付書類および補遺(該当する場合、そ れぞれ、総称して「EULA」)とともに、ソフトウェアのインストール中に表示される可能性のある条件に 加えて、ライセンシーによる該当ソフトウェア(以下に定義)のライセンスおよび使用を規定するもので す。本契約の条件と、お客様がソフトウェアを使用またはインストールする際に提示される条件との間に 矛盾または不一致がある場合は、本契約の条件が優先され、管理するものとします。本 EULA を参照する 注文を行うこと、「同意する]または同様の承諾ボタンをクリックすること、あるいはソフトウェアをダウ ンロード、インストール、または使用すること(かかる行為のいずれかが最初に行われた日を「発効日」 とします)により、ライセンシーおよび該当する取引文書に記載された OpenText 事業体(「OT」、「当 社」、または「弊社」)は、発効日をもって法的に拘束力のある契約を締結し、ライセンシーは本 EULA に 拘束され、これを遵守することに同意するものとします。お客様が法人を代表して本 EULA を締結する場 合、お客様は、当該法人およびその関連会社を本 EULA に拘束する権限を有することを表明し、保証する ものとします。お客様がそのような権限を有しない場合、または本 EULA に同意しない場合は、ライセン スされたソフトウェアまたはその他の文書もしくはサポートソフトウェアをダウンロード、インストー ル、または使用してはなりません。お客様が、お客様がソフトウェアをインストール、設定、および/ま たは管理しているライセンシーを代表して本 EULA を締結する場合、お客様は、当該ライセンシーを本 EULA に拘束する権限を有することを表明し、保証するものとします。お客様がそのような権限を有しな い場合、またはライセンシーが本 EULA に同意しない場合は、お客様もライセンシーも、ソフトウェアの ダウンロード、インストール、または使用を許可してはなりません。お客様が第三者を代表して本 EULA を受諾する場合、お客様は、本 EULA に関して行われた無許可の行為に関連するいかなる損害、損失、請 求、および費用からも、OTおよびその関連会社ならびにそれぞれの取締役および従業員を無制限に防御 し、補償し、免責するものとします。OT とライセンシーは以下の通り合意します。

## I. 定義

- 「関連会社」 とは、本 EULA の当事者によって支配されている、支配している、または共通の支配下にある事業体を意味します。支配は、対象事業体の発行済み株式資本および議決権の過半数を直接的または間接的に所有することによって存在します。事業体がこれらの基準を満たさなくなった場合、本 EULA の下での関連会社ではなくなります。
- 「請求」 とは、対象国において、第三者が、対象国の法律の下で存在する第三者の特許、著作権、または企業秘密の権利の侵害を主張して、管轄権を有する裁判所にライセンシーに対して提起した請求、訴訟、または手続きを意味します。
- 「機密情報」 とは、物理的な形式であるか否かにかかわらず、一方の当事者から他方の当事者 に開示されたすべての口頭での通信、文書、およびその他の情報であって、(a) その性質または 開示を取り巻く状況から、開示当事者にとって機密である、または合理的に機密とみなされるこ

とが予想されるもの、(b) 開示当事者によって「機密」とマークまたはその他指定されているもの、または(c) 開示当事者が受領当事者に対して機密または企業秘密であると通知したものを意味します。

- 「対象国」 とは、特許協力条約の各締約国(現在 https://www.wipo.int/pct/en/pct\_contracting\_states.html で公開)を意味し、「対象国」と はそのうちの1つを意味します。
- 「文書」 とは、OT が一般に提供する、該当ソフトウェアの納品日時点で有効なユーザーガイド、操作マニュアル、およびリリースノートを意味します。
- 「料金」とは、該当する場合、ライセンス料および/または保守料を意味します。
- 「ハードウェア」とは、OT または OT から物理デバイスを調達するリセラーによってライセンシーに販売またはリースされた物理デバイスを意味します。
- 「リースハードウェア補遺」 とは、リースされたハードウェアに関連するすべての適用条件を含む、https://cybersecurity.opentext.com/legal/leased-hardware-addendum で入手可能な補遺を意味します。
- 「**ライセンシー」** とは、本 EULA に基づき OT によってソフトウェアライセンスを付与された法 人または個人を意味します。
- 「ライセンス文書」 とは、本 EULA、ライセンスモデルスケジュール、取引文書、文書、www.opentext.com/agreements で入手可能な「第三者通知」(該当する場合)と題された文書、および OT が提供するソフトウェアの許可された使用を定めるその他の文書を意味します。
- 「ライセンス料」 とは、ソフトウェアライセンスの付与に関してライセンシーが OT に支払うべきすべての返金不可の料金を意味します。
- 「ライセンスモデル」とは、該当するライセンスモデルスケジュールに記載されている、ソフトウェアの使用を規定するソフトウェアライセンスに関連する条件、制限、および制約の説明を意味します。
- 「ライセンスモデルスケジュール」 とは、各個別ソフトウェアライセンスについて、該当する 取引文書の日付で有効な、https://cybersecurity.opentext.com/legal/license-modelschedule に掲載されているライセンス対象ソフトウェアに適用される「ライセンスモデルスケ ジュール」と題された文書のバージョンを意味します。
- 「保守料」 とは、サポートサービスに対してライセンシーが OT に毎年支払うべき返金不可の料金を意味します。
- 「物理メディア」 とは、ソフトウェアを含むまたは有効にする物理的なメディアまたはハードウェアを意味します。
- 「リセラー」 とは、OT の正規販売代理店を意味します。

- 「ソフトウェア」 とは、本 EULA に基づきライセンシーにライセンスされるソフトウェア製品、 文書、およびサポートソフトウェアを意味し、ライセンシーが作成したすべてのコピーを含み、 意味が許す場合には、ソフトウェアのすべてまたは一部を指す場合があります。
- 「ソフトウェアライセンス」 とは、本 EULA に基づきライセンシーに付与されるソフトウェアの ライセンスを意味します。
- 「サポートハンドブック」 とは、https://cybersecurity.opentext.com/legal/software-support-and-maintenance-handbook で公開されている、その時点での最新版のソフトウェア保守プログラムハンドブックを意味します。
- 「サポートサービス」 とは、サポートハンドブックに記載されているソフトウェアの保守およびサポートサービスを意味します。
- 「サポートサービス期間」 とは、(a) 取引文書に記載されているサポートサービスの期間、または (b) 取引文書にサポートサービスの期間が記載されていない場合、OT がライセンシーにソフトウェアを納品した日(電子ダウンロードによる提供を含む)から始まる 12 ヶ月間またはその応当日を意味します。
- 「ソフトウェア固有条件補遺」 とは、該当ソフトウェアのライセンスおよび本 EULA の条件を変更するソフトウェア固有の条件を含む、https://cybersecurity.opentext.com/legal/software-specific-terms-addendum で入手可能な補遺を意味します。
- 「サポートソフトウェア」とは、サポートサービスの一部としてライセンシーに提供されるすべての保守およびサポートソフトウェア、アップデート、アップグレード、パッチ、修正、移植版、またはソフトウェアの新バージョン、ならびに当該サポートハンドブックに従ってライセンシーに提供されるすべての関連文書を意味します。
- 「税金」 とは、本 EULA に基づくライセンスの付与およびソフトウェアの納品またはサポートサービスの提供から生じる、適切な政府によって課される売上税、使用税、消費税、物品サービス税、および付加価値税を意味しますが、OT の所得に課される税金は除きます。
- 「第三者ソフトウェア」 とは、第三者が所有し、ライセンシーに直接ライセンスするソフトウェア製品を意味します。
- 「取引文書」 には、α) 0T とライセンシー(または該当する場合はリセラー)との間で本 EULA を参照する書面による注文書、b) 0T が発行し、ライセンシー(または該当する場合はリセラー)が署名した見積書、c) 0T が発行した請求書、d) 0T または関連会社がサポートサービスのために発行した更新通知、または e) 本 EULA を参照し、0T が書面で同意したその他の文書が含まれます。2 つ以上の取引文書間に矛盾がある場合、取引文書の優先順位は上記の順序で解釈されます。すべての取引文書は本 EULA に準拠します。

#### 2. 所有権

2.1 **所有権** いかなるソフトウェアも販売されるものではありません。ソフトウェアに関するすべての所有権、知的財産権、およびその他の権利と利益は、OpenText 社、その関連会社、またはそのライセンサーにのみ帰属します。ソフトウェアのソースコードは、OpenText 社、その関連会社、またはそのライセンサーの企業秘密であり、それらの機密情報です。

#### 3. ライセンスの付与

- 3.1 **ライセンスの付与** ライセンス文書に別段の定めがある場合を除き、ライセンシーがライセンス料および税金を全額支払うことを条件として、0T はライセンシーに対し、ライセンス文書に記載されたライセンスモデル、制限、数量、条件、および制約に従い、該当する取引文書で特定されたソフトウェアをオブジェクトコードのみでダウンロード、インストール、および実行するための、譲渡不能(本契約に規定されている場合を除く)、全世界的、非独占的、永続的(期間限定と記載されている場合を除く)、内部業務使用ライセンス(ライセンスモデルスケジュールに別段の定めがある場合を除く)を付与します。0T は、両当事者が署名した書面でライセンシーに明示的に付与されていないすべての権利を留保します。
- 3.2 **適用されるライセンスモデル** ソフトウェアの制限は取引文書に記載される場合があります。ライセンシーが購入したソフトウェアに適用されるライセンスモデルには、取引文書に明記されていない追加の制限が記載されており、それらは本契約に組み込まれ、ライセンスモデルスケジュールに記載されています。
- 3.3 **関連会社へのライセンスの割り当て** 適用されるライセンス文書で禁止されていない限り、ライセンシーはソフトウェアライセンスをその関連会社に割り当てることができます。ただし、(a) ライセンシーは関連会社によるライセンス文書の遵守について責任を負い続け、(b) ライセンシーは関連会社によるライセンス文書の違反に対して責任を負うものとします。
- 3.4 **追加のライセンス固有条件** 本契約で付与されるライセンスは、ソフトウェア固有の追加条件に従う場合があり、それらは本契約に組み込まれ、ソフトウェア固有条件補遺に記載されています。
- 3.5 **リースハードウェア補遺** 0T または 0T からハードウェアを調達するリセラーがライセンシーに提供するハードウェアのリースは、追加の条件によって規定され、それらは本契約に組み込まれ、リースハードウェア補遺に記載されています。

#### 4. ソフトウェアおよび文書

4.1 **ソフトウェアおよび文書** ライセンシーは、ライセンスされたソフトウェアを使用するために必要な数のソフトウェアのコピーを作成することができます。ライセンシーが作成したソフトウェアの各コピーには、元のコピーに表示されているものと同じ著作権およびその他の表示を含めなければなりません。ライセンシーは文書を修正してはなりません。文書は、(a) ライセンシーによるソフトウェアの使用をサポートするためにのみ使用でき、(b) 許可されていない第三者に再発行または再配布してはならず、(c) ライセンシーまたはその他の当事者が料金を受け取るトレーニングを実施するために配布または使用してはなりません。ライセンシーは、ソフトウェアに関連するいかなるシステムスキーマ参照文書もコピーしてはなりません。

## OpenText Cybersecurity クラウド利用規約

重要;本文章は、以下の URL で公開されている原文 (英語) を翻訳したものです。

https://cybersecurity.opentext.com/legal/cloud-terms-and-conditions/?id=14208\_36492&loc=en

本クラウド利用規約(以下「本規約」)は、別紙、補遺、または注文書(それぞれ該当する場合、総称し て「本契約」)とともに、お客様による該当サービス(以下に定義)へのアクセスおよび利用を規定しま す。本規約を参照する注文を行うこと、「同意する」または同様の承諾ボタンをクリックすること、ある いはサービスにアクセスまたは利用すること(これらのいずれかの行為が最初に行われた日を「発効日」 とする)により、お客様と該当する注文書に記載された OpenText 事業体(以下「OT」、「当社」、または 「OT契約事業体」)は、発効日をもって法的に拘束力のある契約を締結し、お客様は本契約に拘束され、 これを遵守することに同意するものとします。本契約の条件は、クライアント側ソフトウェアを含む、サ ービスの利用またはインストール中に提示される可能性のある条件に加えて、お客様のサービスの利用を 規定します。本契約の条件と、クライアント側ソフトウェアの利用またはインストール中にお客様に提示 される条件との間に矛盾または不一致がある場合、本契約の条件が優先され、支配するものとします。お 客様が法人または受益者(以下に定義)を代表して本契約を締結する場合、お客様は、当該事業体および /または受益者(該当する場合)を本契約に拘束する権限を有することを表明し、保証するものとしま す。その場合、本規約で使用される「お客様」および「あなたの」という用語は、当該事業体および受益 者(該当する場合)を指します。お客様がそのような権限を有しない場合、または本契約に同意しない場 合は、サービスの使用または使用の許可を行ってはなりません。OTは、本契約を随時変更することがあ ります。OTが、その単独の裁量により決定される本契約への重大な変更を行う場合、OTは、お客様に事 前の書面による通知を行います(ウェブサイトまたはサービス上のバナー通知による改訂契約の掲載、お よび/またはお客様から提供された最後の電子メールアドレスへの電子メールの送信を含むが、これらに 限定されない)。変更された契約に同意するか、変更された契約の発効日以降もサービスを継続して使用 することにより、お客様は変更された契約の条件に同意するものとします。

#### 1. 定義

- 「App Store」 とは、個人がデバイスにクライアント側ソフトウェアを見つけてインストールできる、サードパーティのデジタル配信プラットフォームを意味します。
- 「適用税」 とは、0T の所得に課される税金を除き、サービスに適用される売上税、使用税、消費税、物品サービス税、付加価値税および同様の税金を意味します。
- 「受益者」 とは、MSP が別紙 | に従って、当該組織自身の内部事業利用のためにマネージドサービスを提供するサードパーティ組織を意味します。
- 「クライアント側ソフトウェア」 とは、個人のパーソナルコンピュータ、モバイルデバイス、サーバー、またはネットワーク用のクライアントソフトウェアを含む可能性のある、サービスの利用目的でダウンロードおよびインストールする必要がある該当するオブジェクトコードソフトウェアを意味します。

- 「クラウドサービス」 とは、注文書に記載されている、本契約に基づき 0T がお客様に提供し、 クラウドコンピューティング技術を使用してオンラインで提供されるサービスを意味します。ク ラウドサービスには、サブスクリプションベースでのクライアント側ソフトウェアの使用も含ま れる場合があります。
- 「エンドユーザー」 とは、お客様の承認された従業員または独立請負業者を意味します。MSP の場合、エンドユーザーには、お客様の受益者の承認された従業員または独立請負業者も含まれます。
- 「評価サービス」 とは、試用、テスト、評価、または同様の目的を含むがこれらに限定されない、限定的な使用ベースで本契約に基づき OT が提供するサービス、またはその機能もしくは性能を意味します。誤解を避けるために付言すると、評価サービスには、OT パートナーに提供される可能性のある非再販ライセンスは含まれません。
- 「フィードバック」 とは、クラウドサービス、評価サービス、無料サービス、クライアント側 ソフトウェア、および/またはサービスドキュメンテーションに関連して、お客様またはエンド ユーザーから提供される提案、報告、要求、フィードバック、推奨、またはその他のアイデアを 意味します。
- 「料金」 とは、注文書に指定された料金および手数料、ならびに注文書に含まれない該当する 超過または過剰使用料金を意味します。
- 「ハイリスクシステム」 とは、その故障が直接的に死亡、人身傷害、または壊滅的な人的損害 につながる可能性のあるシステム、デバイス、またはネットワークを意味します。ハイリスクシステムには、重要インフラ、産業プラント、航空機、列車、船舶、または車両の航行または通信システム、兵器システム、航空交通管制システム、原子力施設、危険環境、危険システム、危険アプリケーション、または生命維持もしくは緊急業務が含まれるが、これらに限定されない。
- 「知的財産権」とは、特許、著作権、商標、企業秘密、データベース保護、またはその他の知的財産権法に基づき、またはそれに関連して、現在または将来存在する、登録済みおよび未登録のすべての権利、出願中の権利、またはその他の権利、および世界のあらゆる地域におけるすべての類似または同等の権利または保護形態を意味します。
- 「マーク」 とは、本契約に関連して一方の当事者から他方の当事者に随時提供される、すべて の商標、サービスマーク、トレードドレス、商号、ドメイン名、社名、ブランド名、製品名、専 有ロゴ、専有シンボル、およびその他の出所表示を意味します。
- 「マネージドサービスプロバイダー」または「MSP」 とは、本契約の条件に従い、サービスの承認された使用を通じて、および/またはそれと連携して、ネットワーク、アプリケーション、システム、e-マネジメントサービス、および/またはその他のマネージドサービスを提供するサードパーティを意味します。

- 「無料サービス」 とは、限定リリースとしてベータ版で提供されるサービスを含め、本契約に基づき OT が提供し、お客様に料金が請求されないサービスおよび関連するクライアント側ソフトウェア(もしあれば)を意味します。
- 「注文書」 とは、お客様のサービスへのサブスクリプションに関して、OT、リセラー、または App Store から提供される、電子的または紙形式の書面による注文、見積もり、または同様の取 引文書を意味します。注文書には、OT のチェックアウト支払いページ、または購入のために OT が送信する電子メール確認、あるいはサービスに関して利用可能になったその他の注文書または 通信が含まれる場合があります。
- 「プロモーション」 とは、特定のサービスまたはサービスの特定の組み合わせについて、特定のサブスクリプション期間に関連して、限定的または特定の期間提供される、プロモーション価格、バンドルサブスクリプション、またはその他の割引もしくはオファーを意味します。
- 「**リセラー**」 とは、OT によってサービスの再販または配布を許可されたサードパーティを意味 します。
- 「結果データ」 とは、お客様のデータを処理することによってサービスから、またはサービスを通じて派生した情報、コード、ソフトウェア、実行可能ファイル、オブジェクトコード、ダイナミックリンクライブラリ、ドライバ、および/またはデータであるが、お客様のデータ(個人データを含む)とは十分に区別され、当該情報またはデータの検査、分析、またはさらなる処理だけでは、お客様のデータをリバースエンジニアリングしたり、その他特定したりすることができないものを意味します。結果データには、匿名化、集計化、または非識別化されたデータが含まれる場合があります。
- 「サービス」 とは、本契約に基づき OT がお客様に利用可能にするクラウドサービスおよび関連 するクライアント側ソフトウェア(もしあれば)を意味し、ユーザーに無料で提供されるサービ スの更新を含みます。
- 「サービスドキュメンテーション」 とは、0T がお客様に提供または利用可能にする、該当する サービスの構成、統合、操作、または使用を説明するマニュアル、指示、またはその他の文書も しくは資料を意味します。
- 「サブスクリプション期間」 とは、該当する注文書に記載されたサービスの期間、または該当する注文書に記載されていない場合は、OT または OT を代表して書面でお客様に通知された期間、およびその後の更新期間を意味します。

#### 2. サービス

## 2.1 アクセス権

本契約の条件を遵守することを条件として、0Tは、サブスクリプション期間中、お客様に対し、本契約に従い、再販目的ではなく、また、本契約で特に許可されている範囲を除き、受益者のためまたは受益者に代わってサービスを提供するためではなく、お客様の内部事業目的のためにのみ、サービスの要素にア

クセスし、使用するための、取り消し可能、非独占的、サブライセンス不可、譲渡不可の権利を付与します。お客様は、以下について責任を負い、法的責任を負います。

- (a) お客様によるサービスの使用(本契約の違反または不履行を含む)
- (b) お客様のアクセス認証情報を使用して行われたサービスの使用または行為
- (c) お客様のエンドユーザーによる本契約の条件の遵守。

#### 2.2 クライアント側ソフトウェアのライセンス

サービスにクライアント側ソフトウェアが含まれる場合、本第2.2条の条件が適用されます。本契約の条件を遵守することを条件として、0T は、サブスクリプション期間中、お客様に対し、以下のための、取り消し可能、非独占的、サブライセンス不可、譲渡不可のライセンスを付与します。(a) 該当する注文書に指定されたクライアント側ソフトウェアを、当該注文書に記載された数量で、お客様の内部事業目的のために、またサービスのコンポーネントとしてのみ、必要に応じてダウンロード、複製、使用すること、および(b) サービスを使用するために必要な場合、サービスドキュメンテーション(もし提供されていれば)の合理的な数のコピーをダウンロードおよび複製すること。誤解を避けるために付言すると、0T は、お客様にサービスドキュメンテーションを修正、公に表示、公開、または配布する権利を付与しません。本項に基づき付与されるライセンスには、第三者による使用は含まれず、お客様は、本契約で特に許可されている範囲を除き、そのような使用を許可しないものとします。本契約に基づき作成または譲渡されたクライアント側ソフトウェアのコピーは、ライセンスされるものであり、販売されるものではなく、お客様は、当該コピーの所有権または所有権を取得しません。さらに、お客様は、本第2.2条で特に付与されたもの以外のクライアント側ソフトウェアに対する権利を取得しません。

#### 2.3 サービス固有の条件およびサービスレベル

サービスの使用は、本書に組み込まれ、https://cybersecurity.opentext.com/legal/service-specific-terms-addendum/で入手可能な追加のサービス固有の条件に従う場合があります。さらに、サービスは、https://cybersecurity.opentext.com/legal/service-level-addendum/で入手可能であり、本書に組み込まれるサービスレベル補遺に従って提供されるものとします。

## 2.4 サポート

サービスのサポートは、本書に組み込まれ、https://www.carbonite.com/legal/technical-support-addendum で入手可能な OT のサポート条件に従って提供されます。

## 2.5 評価サービスおよび無料サービス

お客様が OT から利用可能になった評価サービスまたは無料サービスを使用することを選択した場合、お客様は、(a) 当該サービスに定義された制限に従い、かつ (b) 評価期間中、その意図された目的のために誠実にのみ、そうすることができます。書面で別途合意されない限り、「評価期間」は、お客様が評価サービスまたは無料サービスに最初にアクセスまたは使用した日から始まる 30 日間とします。上記にかかわらず、OT は、その単独の裁量により、いつでも評価サービスまたは無料サービスを終了する権利を留保し、これには、すべてのエンドユーザーに対して同時に評価期間を終了させることが含まれますが、

これに限定されません。お客様が評価期間内に注文書を提出するか、または評価サービスおよび/または無料サービス(該当する場合)を有料サブスクリプションに変換しない限り、評価サービスおよび/または無料サービス(該当する場合)は評価期間の終了時に失効します。評価期間が終了した場合、評価サービスおよび/または無料サービスが終了した場合、または本契約が終了した場合、お客様は、評価サービスおよび/または無料サービス(該当する場合)、または評価サービスおよび/または無料サービス(該当する場合)内のデータにアクセスできなくなります。0Tによって別途合意されない限り、本番データ(個人データを含むがこれに限定されない)は、評価サービスまたは無料サービスでは利用できません。0Tによって合意された場合でも、評価サービスおよび/または無料サービス(該当する場合)を本番データで使用することは、お客様自身の責任で行ってください。評価サービスまたは無料サービスの使用に関連して、お客様は特に以下に同意します。

- (i) 評価サービスおよび無料サービスは「現状有姿」で提供され、サポート、補償、または明示的も しくは黙示的な保証はありません。
- (ii) 本契約に関連して 0T が行ったセキュリティ、コンプライアンス、サービスレベル、およびプライバシーに関するコミットメントは、評価サービスまたは無料サービスには適用されません。0T およびその関連会社は、評価サービス、無料サービス、および関連するクライアント側ソフトウェアに関して、いかなる種類の責任も負わないものとします。ただし、当該責任の除外が適用法の下で執行不能である場合を除き、その場合、評価サービスおよび/または無料サービスに起因または関連する 0T の総責任額(0T が明示的にすべての責任を否認する間接的損害を除く)は、1,000 米ドル(または現地通貨での同等額)とします。

#### 2.6 変更

OT は、その事業、技術、およびサービス提供の変更を反映するために合理的に必要な場合、その運営規則、アクセス手順、サービス、またはサービスドキュメンテーションを変更することがあります。変更がお客様の該当サービスの使用に重大な悪影響を及ぼす場合、OT は、当該変更を実施する前に、合理的な事前の書面による通知を行います(ウェブサイトまたはサービス上のバナー通知による変更に関する情報の掲載、および/またはお客様から提供された最後の電子メールアドレスへの電子メールの送信を含むが、これらに限定されない)。

## 2.7 リースハードウェア

お客様の注文書に記載されたサービスにハードウェアデバイス(リースハードウェア補遺に定義)の使用 が含まれる場合、お客様によるハードウェアデバイスの使用は、

https://cybersecurity.opentext.com/legal/leased-hardware-addendum/ で入手可能であり、本書に組み込まれるリースハードウェア補遺に従うものとします。